

## マイナンバー取り扱い関連図表

作成者：山崎秀和(共通番号制を考える会・静岡代表)

番号提供者	相手先	目的	関係事務実施者	提出先	備考
勤労者	勤務先	給与支払報告書、法定調書	企業、税理士等	市役所、税務署	勤労者側の義務なし、配当調書等は3年猶予
確定申告者	税務署	確定申告書等	税理士等	税務署	E-TAX カード取得を推進、記載なしでも受理
年金加入者	日本年金機構	源泉事務、扶養控除申告書	社労士等	年金機構	番号取り扱い停止中 来年1月から取り扱い許可
社保、年金加入者	日本年金機構	医療、年金事務	企業、社労士等	年金機構	同、J-LISから取得か？厚生年金加入促進
雇用保険加入者	ハローワーク	雇用保険受理手続	社労士等	ハローワーク	雇用保険の不正受給 給与所得の有無調査可能か？
預金者	銀行	非課税手続	銀行、税理士等	税務署	マル優、マル財申請 番号収集期 各行でバラバラ
同	銀行	利子所得法定調書	銀行	税務署	法定調書提出義務者 3年提出猶予
株式所有者、配当受け取り	企業	配当所得支払調書	企業等	税務署	法定調書提出義務者 3年提出猶予
証券等取引関係者	証券会社	特定口座年間取引報告書	証券会社	税務署、源泉事務	源泉課税対象者 3年提出猶予
保険契約者	生命保険会社	保険金受理時	生保会社	税務署	生保100万年金20万以上支払調書、契約時記載の有無質問中
同	損保会社	保険金受理時	損保会社	税務署	同、損保契約時の番号提供求めない(ホームページ)
75歳以上国民	都道府県	社会保障関係	都道府県	後期高齢者広域連合	J-LISから一括取得 市から回答有
公務員共済加入者	省庁、地方自治体	社会保障関係	省庁、自治体	省庁、地方自治体	J-LISから一括取得か 市の共済組合は県へ移行
市町村国保加入者	地方自治体	社会保障関係	地方自治体	地方自治体、支払機構	医療機関への提示 J-LISから一括取得
国保組合加入者	組合、自治体	社会保障関係	組合、自治体	地方自治体、支払機構	医療機関への提示 J-LISから一括取得
健保組合加入者	健保組合	社会保障関係	健保組合	健保組合、支払機構	番号取得 番号法14条第2項で取得か
その他	自治体等	社会保障関係	自治体	自治体	医療還付、生活保護、児童手当等 番号提示求めない場合も

なお、2017年7月まで延期中の情報連携については、上記の番号提供の義務との関連は調査中です。